

公務員賠償責任保険 Q&A



ご確認ください

1. 保険加入・解約について

Q. この保険の契約者は誰でしょうか？

- A. 一般財団法人埼玉県教職員互助会が保険契約者となります。保険証券・約款は、一般財団法人埼玉県教職員互助会が保管します。
ご加入された方には個々に加入者証を発行しお届けします。

Q. 他の地方自治体や外郭団体へ派遣（出向）した場合、派遣先の業務に起因して発生する損害賠償請求等は補償されるのでしょうか？派遣後も一般財団法人埼玉県教職員互助会の会員です。

- A. 派遣後も、「地方公務員の身分であること」、「一般財団法人埼玉県教職員互助会の会員であること」、「公務員としての責任を負うこと」の3つの条件をすべて満たしている場合は、派遣後も加入いただくことができ、派遣先の業務に起因して発生する損害賠償請求等も補償されます。

2. 保険加入の必要性について

Q. 平成14年9月の地方自治法の改正により、住民訴訟の場合、地方公務員個人には争訟費用※は不要になったのではないのでしょうか？

- A. 平成14年9月の地方自治法の改正により、4号訴訟により地方公務員個人に対する住民訴訟が提起された場合、自治体の執行機関を被告として住民訴訟がおきますので、この訴訟では地方公務員個人の費用負担は必要なくなりました。

しかし、地方公務員個人は、「正当な行為をおこなった」として住民と自治体の執行機関との間の訴訟に弁護士を雇い訴訟参加することができます。この争訟費用※は、この保険の対象となります。

※着手金・調査費用・交通費・諸経費等裁判の過程で必要になるもの、勝訴及び和解した場合の弁護士への成功報酬

Q. 住民訴訟で地方自治体が敗訴した場合、地方公務員個人に賠償責任があるのでしょうか？賠償責任がある場合、この保険で補償されますか？

- A. 地方自治体が敗訴した場合、いったん自治体が損害賠償金を負担しますが、地方自治体はこの住民訴訟となった事案を担当される地方公務員に対して求償（過失相当分の負担を求めること）することがあります。求償をされた場合には、保険金をお支払いできない事由に該当しない限りこの保険で補償されます。

Q. 住民訴訟以外で、地方公務員個人が訴えられることがあるのですか？

- A. あります。「窓口対応が悪い」、「説明不足である」等を理由に「名誉を毀損された」として慰謝料請求訴訟がなされた事例がありました。また、地方公務員の不作為を原因とする訴訟もあります。

最近では、本来想定していなかった地方公務員個人に対する不法行為責任等による訴訟が提起されることもあるようです。地方公務員個人に対する争訟費用は、地方自治体が負担することが難しいため、この保険に加入する地方公務員は増えています。

3. 補償内容について

Q. この保険にはどのような特約が含まれていますか？

- A. 補償に関わる特約としては、公務員賠償責任保険追加特約、職務関連行為に起因して提起される民事訴訟補償特約、損害賠償請求期間延長特約が含まれます。なお、教職員互助会の扱う公務員賠償責任保険は、いじめに関する民事上の損害賠償請求に対応した公務員賠償責任保険追加特約の免責事項一部適用除外特約が適用されています。

Q. セクシャルハラスメントやパワーハラスメントで訴訟を提起された場合は補償されますか？

- A. 第三者からセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを受けたとして訴訟を提起された場合、争訟費用に加え、賠償金も支払います。また職員間のモラルハラスメントについても、争訟費用、賠償金を支払います。

Q. 住民監査請求が発生し、監査勧告により支払い命令を受けた場合は補償されますか？

A. 補償の対象となります。
ただし、保険金をお支払いできない事由に該当しない場合に限りです。

Q. 過去の公務に起因して発生した訴訟は補償されますか？

A. 加入日より前に公務員の業務として行った行為に起因して訴訟が提起された場合も補償の対象となります。
ただし、既に提起されている損害賠償請求等や損害賠償請求等がなされたことを知っている場合は、補償対象外となる場合がありますのでご注意ください。

Q. 地方自治法第243条の2の2第3項（職員の賠償責任）による命令は補償されますか？

A. 補償の対象となります。
ただし、保険金をお支払いできない事由に該当しない場合に限りです。

Q. 裁判所に申し立てられる民事調停の場合は補償対象となりますか？

A. 補償の対象となります。
ただし、保険金をお支払いできない事由に該当しない場合や、保険会社が事前に必要かつ妥当と認めた場合に限りです。

4. その他

Q. この保険について詳しく質問したい（相談したい）場合は？

A. 下記電話番号にご連絡ください。また、事故が発生した場合もご連絡ください。

＜取扱代理店＞

有限会社梅商

0120-764-167

＜引受保険会社＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 埼玉支店さいたま第一支社

048-855-5916 【平日午前9時～午後5時】（土日祝日及び年末年始除きます。）